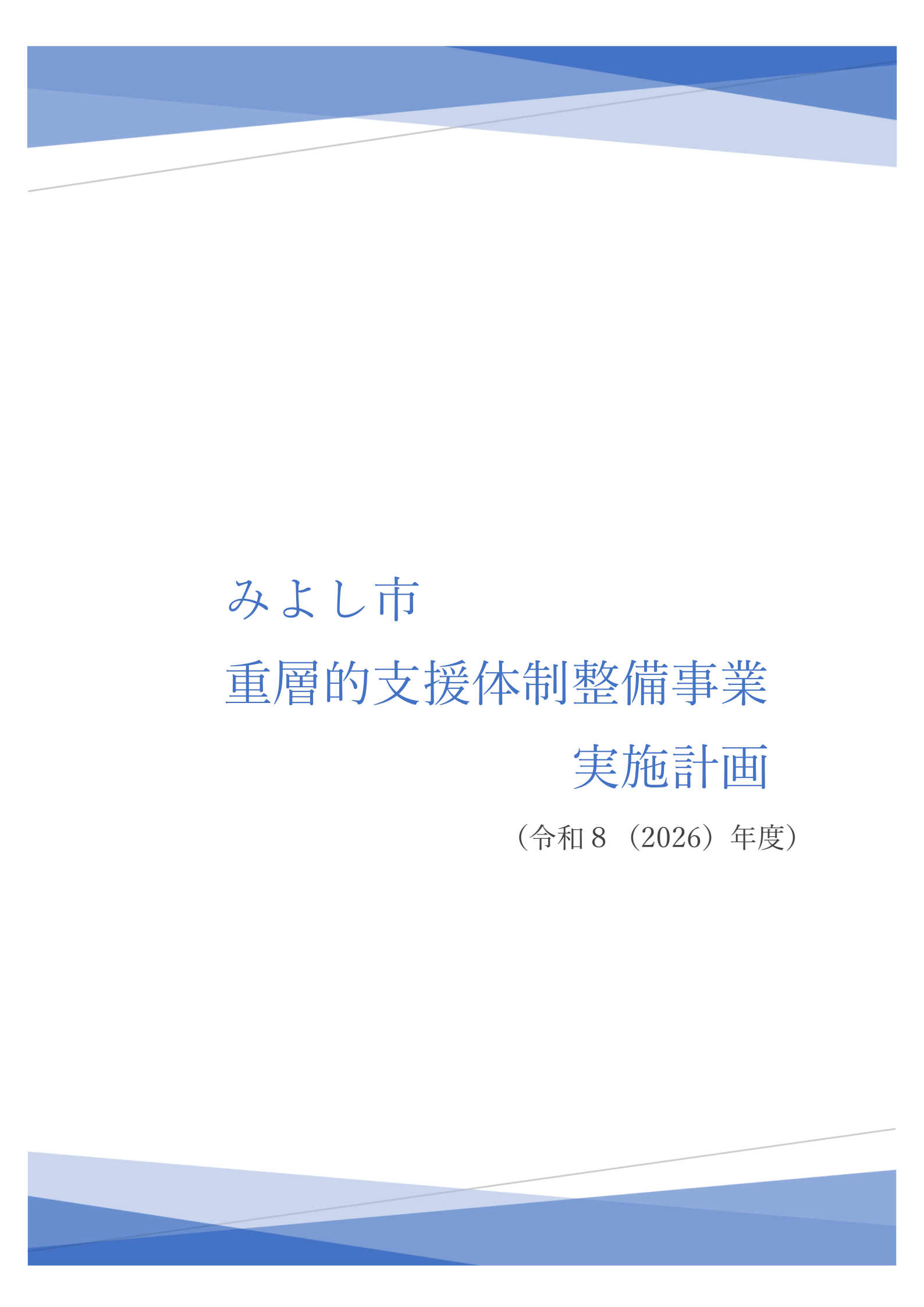


The background of the page features a decorative pattern of overlapping, semi-transparent blue geometric shapes, primarily triangles and quadrilaterals, creating a layered, mountain-like effect. A thin, light gray diagonal line runs from the upper left towards the lower right, intersecting the blue shapes.

みよし市 重層的支援体制整備事業 実施計画

（令和 8 （2026） 年度）

みよし市重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、令和6（2024）年度から「重層的支援体制整備事業（じゅうそうてき し えんたいせい せいびじぎょう）（以下「重層事業」といいます。）」に取り組み始めました。この事業は、こどもから高齢者まで、障がいの有無や生活の状況にかかわらず、誰もが役割を持ち、「地域で安全に、安心して、安定した暮らしを続けたい」と願うすべての人を支えるための、新しい仕組みづくりです。この計画は、こうした新しい支援の仕組みを、本市としてどのように進めていくのか、その方向性を示すものです。

（1）地域をとりまく状況と課題

市役所等の窓口には、毎日のようにさまざまな相談が寄せられます。中には、介護・障がい・子育て・仕事・お金・人間関係等、いくつもの問題が同時に重なっており、ひとつの制度やひとつの担当課だけでは解決が難しい相談も少なくありません。

こうした場合、「どの課が主担当になるのか決まらず支援が進まない」「相談員や職員が1人で抱え込んでしまう」「相談に来られた方が、窓口をたらい回しにされてしまう」といったことが起こりがちです。

背景には、日本社会の大きな変化があります。これまでの制度は、介護・障がい・子育てといった「典型的な場面」を想定し、「家族がそばにいる」「安定した仕事がある」「地域でのつながりがある」ことを前提としてつくられてきました。

しかし、未婚化・晩婚化に伴う少子化や高齢化の進行、非正規雇用の増加、地域のつながりの変化等により、「身近に頼れる人がいない」「働きたくても不安定な仕事しかない」「地域とのつながりがほとんどない」といった方が増えています。その結果、困りごとが複雑に重なり、「どこに相談してよいか分からない」「制度や支援の対象にもならず取り残される」人が生まれやすくなっています。

（2）重層事業が創設された経緯と本市の取組の趣旨

こうした社会の変化を背景に、国は「地域共生社会（ちいき きょうせい しゃかい）」の実現をめざしています。これは、こども、障がい、生活困窮、高齢者等の分野ごとに支援するだけでなく、「その人の人生や家族まるごと」「地域まるごと」で支える考え方です。そのための新たな仕組みとして、社会福祉法に基づく「重層事業」が創設されました。この事業は、市町村の希望に基づいて取り組む任意の事業です。

本市は、地域のさまざまな課題にしっかり向き合い、誰もが安心して暮らし続けられるまちを目指すため、令和6（2024）年度から事業に取り組んでいます。

重層事業では、

- どんな相談でもまず受け止める「包括的な相談支援」
- いろいろな機関がチームで動く「多機関協働」
- つながりづくりや見守り等の「地域づくり」

の3つを柱として、市全体で支援の網の目を細かくしていくことを目指します。

本計画の趣旨は、これらの柱を本市の実情に合わせて整理し、「困りごとを早めに見つけ、関係機関が連携して支え、地域ぐるみで見守る」仕組みを、計画的・継続的に進めていくための共通の指針を示すことにあります。

(3) 地域ぐるみで支え合う仕組みへ

相談窓口や専門職の支援だけでは、すべての困りごとを早い段階で見つけることはできません。そのためには、地域の中に「さまざまなつながり」を増やしていくことが大切です。

近所の声かけや見守り活動、こども食堂や多世代食堂、趣味の集まりやボランティア活動、事業者や企業による社会貢献等、地域で行われているさまざまな取組も、広い意味で「共生」や「安心」につながる大切な活動です。

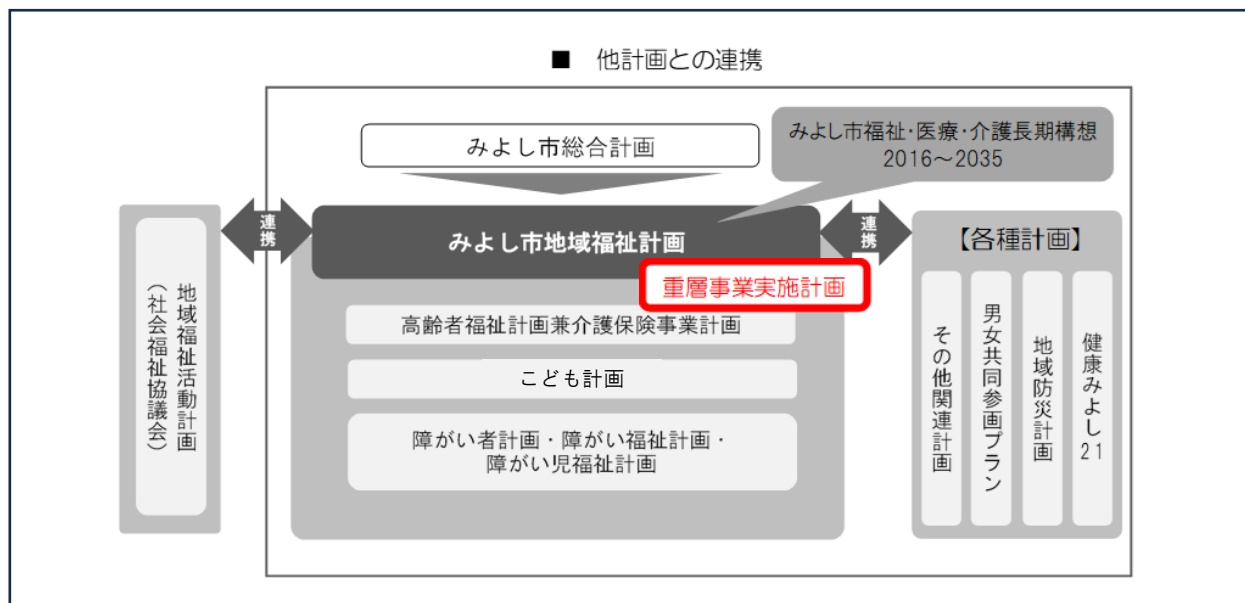
重層事業は、行政の取組だけでなく、こうした住民や地域団体、事業者等、地域のみなさんと一緒に「誰もが誰かとつながり、困ったときには支え合える地域」をつくっていくための仕組みでもあります。

(4) 本計画の位置づけ

本計画は、令和 8(2026)年度における本市の重層事業の進め方を示すものです。地域の現状や社会的な背景をふまえ、『みよし市地域福祉計画』の部門計画として策定し、行政の取組と地域の力を合わせながら、誰一人取り残さない地域づくりを進めていくための道筋を示します。また、『高齢者福祉計画兼介護保険事業計画』、『児童育成計画』、『障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画』等、本市が策定した他の各種計画等との整合・連携を図ります。

本計画を通じて、市民のみなさま、関係機関・団体のみなさまとともに、「困りごとをひとりで抱え込まない」「相談しやすく、支え合いの輪が広がる」みよし市をつくっていきます。

【他計画との連携イメージ】



2 本市が重層事業に取り組む背景

本市では、令和6（2024）年度から「重層事業」に取り組んでいます。この事業は、社会福祉法第106条の4に基づき、本市で起きているさまざまな生活上の困りごとについて、年齢や障がいの有無、世帯の状況にかかわらず相談を受け止め、途切れなく支えていくための仕組みをつくるものです。

（1）本市をとりまく状況と、支援の課題

みよし市は、自然や農地が身近にある一方で、自動車関連産業等の工業や商業も発展してきた「暮らしやすいまち」です。子育て世代から高齢者まで、さまざまな人が暮らしていますが、人口構成の変化や生活の多様化により、地域の支え合いのあり方も変わってきています。

高齢化の進行により、一人暮らしや高齢者だけの世帯が増え、介護・健康・暮らしの不安を抱える方が増えています。また、障がいのある方やその家族からは、日常生活や就労、社会参加の機会についての相談が寄せられています。子育て世代では、こどもの発達やいじめ、不登校、ヤングケアラー等複雑な相談も見られます。さらに、生活困窮に関する相談では、仕事・お金・住まい・人間関係等が同時に重なるケースもあります。

こうした相談は、分野ごとの制度（介護保険、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援等）だけでは対応しきれないことがあります。困りごとが複雑に絡み合っているために、「どの担当が主となって動けばよいか分からない」「担当が分かれていて全体が見えにくい」といった状況が生じやすくなっています。

その結果、支援に関わる機関が増えて連絡や調整に手間取ったり、支援がスピーディに進まなかったり、また、公的な社会資源だけでの支援では限界があること等が課題となっていました。

（2）みよし市の重層事業が目指すこと

本市では、こうした状況をふまえ、「みよし市重層的支援体制整備事業実施要綱」を定め、地域共生（地域での支え合い）の推進を図ることを目的として、重層事業を実施しています。

本市が目指しているのは、次のような体制です。

ア）誰の相談でも受け止める体制

こども、高齢者、障がいのある方、生活に困っている方等、相談する人や世帯の属性にかかわらず、地域での暮らしに関する相談を漏れなく受け止めること。そのための窓口を設けること。

イ）分野をまたいで、切れ目なく支える体制

介護、障がい、子育て、就労、生活困窮等の制度や分野を超えて横につながりながら、相談内容に応じて必要な支援を組み合わせ、継続して支えていくこと。

ウ) 地域の中での参加とつながりを広げる体制

困りごとに対する支援だけでなく、多様な機関や地域住民と連携した常日頃からの地域活動や居場所づくり等を通じて、誰もが地域で役割を持ち、つながりを感じられるようにすること。

(3) まとめ

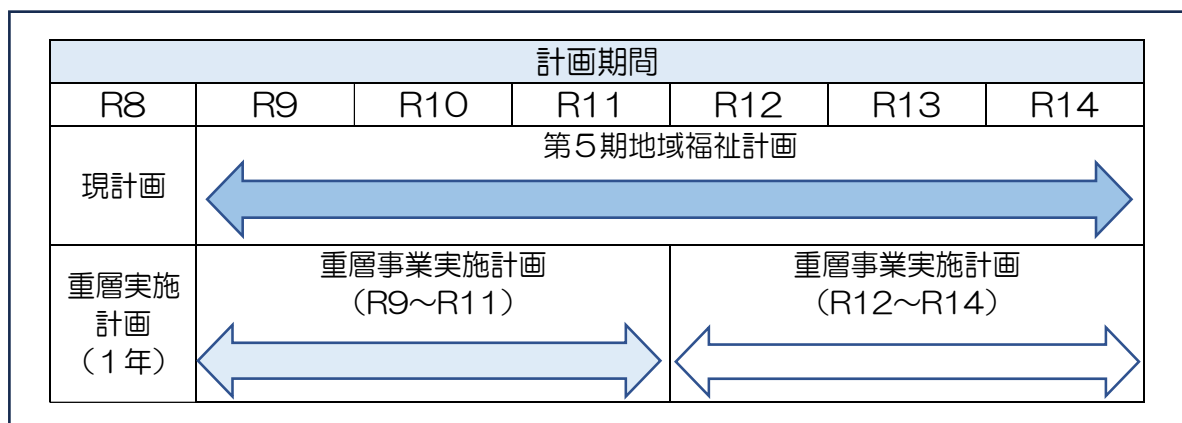
本市では重層事業の実施を通じて、「地域住民が互いに思いやり、支え合い、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちづくり」を目指しています。本計画では、要綱に基づく目的をふまえ、みよし市の地域の特色や支援体制を生かしながら、令和8（2026）年度における重層事業の進め方を具体的に示していきます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度の1年間です。ただし、第5期みよし市地域福祉計画の計画期間が令和9（2027）年度から開始となること、重層事業は地域福祉計画を推進するための主要事業となることを考慮して令和9（2027）年度からは1期3年間とし、地域福祉計画の中間年で見直しを行います。

また、重層事業をより効果的に推進していくため、重層事業における主要事業の進捗状況を確認するとともに、目標の達成に向けた取組やその効果の検証を行い、事業等の見直しや改善、充実につなげるため、計画の評価、見直しについても検討します。

【計画期間イメージ】



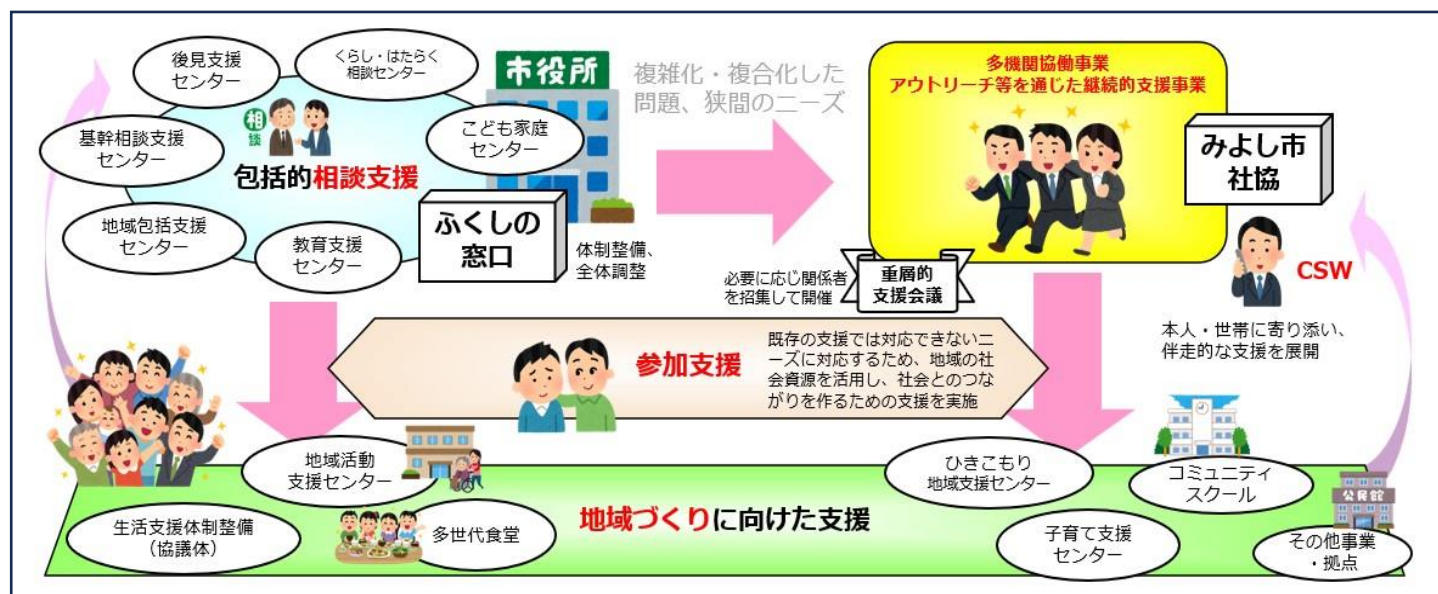
4 事業の構成

重層事業は、いくつかの既存事業を組み合わせ、「どんな人の、どんな困りごとにも対応できる体制」をつくる仕組みです。高齢、障がい、子育て、生活困窮等分野ごとの相談窓口や地域の活動を、重層事業の枠組みの中でつなぎ直し、相談の受け止めから地域での参加や見守りまでを切れ目なく行えるようにします。以下では、この重層事業を支える主な構成事業の内容を説明します。

【構成一覧】

法 106 条 の4第2項		機能	対象事業
第1号	イ	包括的相談支援	【高齢】 地域包括支援センター運営事業
	ロ		【障がい】 障がい者相談支援事業
	ハ		【こども】 利用者支援事業
	ニ		【生活困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援	既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応
第3号	イ	地域づくり	【高齢】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【高齢】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】 地域活動支援センター事業
	ニ		【こども】 地域子育て支援拠点事業
	-		【生活困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ	訪問等により継続的につながり続ける機能
第5号		多機関協働	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
第6号		支援プラン作成	※多機関協働と一体的に実施

【事業全体のイメージ】



(1) 包括的相談支援事業

高齢者の相談窓口（地域包括支援センター）、障がいのある方の相談窓口（障がい者相談支援事業（基幹相談支援センター））、子育ての相談窓口（こども家庭センター）、生活困窮者の相談窓口（くらし・はたらく相談センター）等、これまで分かれていた相談支援を一体的にすすめる事業です。

本市では、福祉総合相談センターを包括的相談支援の中核に位置付け、高齢、障がい、子育て、生活困窮等の各分野の従来の相談機能等をベースとしつつ、複雑化・複

合化した課題を抱えた相談者（世帯）の相談を受け止め、他の支援関係機関へのつなぎを行うなど、市全体で、誰一人取り残さない相談支援体制を構築します。また、各相談窓口で受けた相談のうち、単独の支援機関だけでは対応が難しい場合は、多機関協働事業につなぎ、各機関の支援調整を行い、チームによる伴走支援を行います。

ア 地域包括支援センター運営事業【高齢】

担当課	長寿介護課		
事業内容	高齢者とその家族の相談に対応する事業です。担当地域の高齢者人口が3千人以上の場合、原則として保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとされています。		
支援対象者	65歳以上の高齢者等	設置形態	基本型
運営形態	委託	設置か所数	4か所
実施場所 (対象圏域)	・ おかよし地域包括支援センター（三好丘中学校区） みよし市三好丘二丁目2-1（カリヨンハウス1階） 電話（0561）33-4177 FAX（0561）36-2878 ・ きたよし地域包括支援センター（北中学校区） みよし市福谷町寺田4（ケアハウス寿睦苑内） 電話（0561）33-0791 FAX（0561）33-0786 ・ なかよし地域包括支援センター（三好中学校区） みよし市三好町陣取山39-5（福祉センター内） 電話（0561）34-6811 FAX（0561）34-5860 ・ みなよし地域包括支援センター（南中学校区） みよし市三好町八和田15（みよし市民病院内） 電話（0561）33-3502 FAX（0561）33-3501		

【事業イメージ】



イ 障がい者相談支援事業【障がい】

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行います。
支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者やその家族及び介護を行うもの等
設置形態	基本型
運営形態	現在、市内6法人に業務委託し、10人の相談支援専門員を配置して対応しています（うち2人は兼務）。
設置か所数	2か所
実施場所 （対象圏域）	・くらし・はたらく相談センター（市内全域） みよし市三好町湯ノ前 4-5（ふれあい交流館内） 電話（0561）33-5020 FAX（0561）34-6331 ・基幹相談支援センターサテライト（三好丘中学校区） みよし市三好丘二丁目2-1（カリヨンハウス1階） 電話（0561）33-0211 FAX（0561）36-2888

【事業イメージ】



ウ 利用者支援事業【こども】

担当課	保育課、こども相談課
事業内容	子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に基づき、こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型支援を実施する。 【こども相談課】 「こども家庭センター」を設置し、こども総合家庭支援拠点と子育て世代包括支援センターがそれぞれの機能を保ちつつ密に連携を取り子育て支援を実施します。 ①みよし市子ども家庭総合支援拠点（児童福祉） ・家庭児童相談室…児童の養育・家庭環境・心身の発達・性格行動・児童虐待等に関する問題に対して、助言・関係機関の紹介等を実施しています。 ・要保護児童対策地域協議会…虐待を受けている児童や支援が必要な家庭を早期に発見し、関係機関で情報共有、支援方針の協議を行い、適切な保護や支援を行います。 ・子ども家庭総合支援拠点…子育て世代包括支援センター（母子保健）と連携を行い、こども・家庭支援全般から、より専門的な相談対応、調査、アセスメント等によるソーシャルワークまで、全てのこども・家庭・妊産婦に対して、切れ目のない支援を行います。 ②子育て世代包括支援センター（母子保健） ・みよし市版ネウボラ…妊娠期から子育て期にかけて子育て世帯が安心して子育てできるよう切れ目なく、伴走型の子育て支援を行います。育児不安や育児の孤立感軽減のための相談事業や乳幼児の発育・発達を促すための相談事業を実施します。 相談者は、主に保健師、歯科衛生士、管理栄養士、助産師、心理士であり、専門職による母子支援を実施します。 【保育課】 子育て親子の相談支援 子育て世帯に対する情報発信 子育て世帯とつながる工夫（日常的に相談できる場、来場者への日常的な声かけ、電話・メール・SNS などの非対面相談窓口） 子育てに関わる関係機関との連携
支援対象者	妊産婦及び、子育て家庭の親とそのこども
設置形態	基本型
運営形態	直営、委託
設置か所数	【こども相談課】 1 か所【保育課】 4 か所

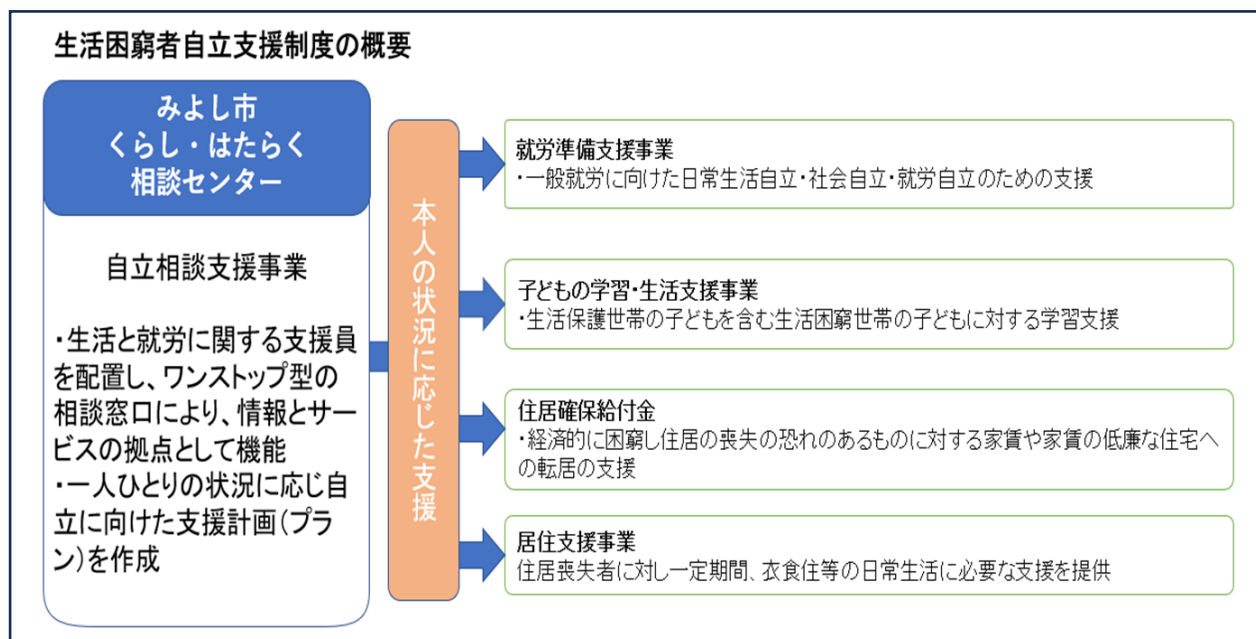
実施場所 (対象圏域)	・みよし市役所こども相談課（市内全域） みよし市三好町小坂 50 みよし市役所 2 階 電話（0561）76-5310 FAX（0561）34-4379 - 直営・三好丘地区子育て支援センター（みどり保育園内） みよし市三好丘桜四丁目 11-1 電話（0561）36-0785 ・みなよし地区子育て支援センター（打越保育園内） みよし市打越町畦違 311 電話（0561）34-1867 - 委託・なかよし地区子育て支援センター（子育て総合支援センター） みよし市西陣取山 130 電話（0561）34-1250 ・黒笹地区子育て支援センター（黒笹保育園内） みよし市福谷町西大山 1-31 電話（0561）36-5722
----------------	---

エ 生活困窮者自立相談支援事業【生活困窮】

担当課	福祉課（生活支援担当）
事業内容	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた「包括的」かつ「継続的」な相談支援等を実施します。現在、（社福）みよし市社会福祉協議会に業務委託し、2 人の相談員を配置して対応している。窓口は、くらし・はたらく相談センター。この事業の一環で、就労準備支援、学習支援を（一社）みよしはたらく協議会に委託して実施しています。
支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
設置形態	基本型
運営形態	委託
設置か所数	1 か所
実施場所 (対象圏域)	・くらし・はたらく相談センター（全市域） みよし市三好町湯ノ前 4-5（ふれあい交流館内） 電話（0561）33-5020 FAX（0561）34-6331



【事業イメージ】



(2) 参加支援事業

外出が少ない方や地域とのつながりが薄い方が、地域活動や就労、ボランティア等に参加するきっかけをつくる事業です。

既存の社会参加に向けた事業では対応できない人やその世帯のニーズ、課題等を丁寧に把握し、(社福)みよし市社会福祉協議会を中心に社会参加に向けた支援や参加後のフォローアップを行います。

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	相談支援で掘り起こされた対象者について、コミュニティソーシャルワーカー等と連携し、地域への参加ができるようつなげます。また、地域で活動できる事業等を把握し、社会参加の受け皿を整備します。
支援対象者	既存制度等では対応できない社会参加に係る支援の必要性がある者
運営方式	委託 実施体制：常勤換算 1.5 人
実施場所 (対象圏域)	- 基幹相談支援センターサテライト（市内全域） - みよし市三好丘二丁目2-1（カリヨンハウス1階） 電話（0561）33-0211 FAX（0561）36-2888



(3) 地域づくり事業

介護予防の活動（通いの場）、生活支援の体制づくり（協議体）、障がいのある方の地域活動（地域活動支援センター）、子育て支援拠点（子育て支援センター）、生活困窮者支援の地域づくり事業等をまとめて進める事業です。

上の各事業の対象となる市民（高齢者、障がい者（児）、子育て世代等）への支援を充実するとともに、対象を拡大することにより、より多くの市民が交流する機会や、気軽に集まれる地域の居場所づくり等を促進します。また、多様な地域活動や支え合いの活動等が生まれやすい環境を整備します。

ア 地域介護予防活動事業【高齢】

担当課	長寿介護課
事業内容	通いの場が拡充され、自らの意思で介護予防に取り組む高齢者の増加を目的に、市内で介護予防のために集う任意団体を市に登録し、講師を派遣する事業です（実際には講師料の支払いのみ）。
活動の対象	65 歳以上の高齢者等
運営形態	直営
実施場所	市内全域



イ 生活支援体制整備事業【高齢】

担当課	長寿介護課
事業内容	互助による地域の活動を創出し、高齢者が担い手にもなれることにより介護予防、いきがいづくり等に資することを目的に、調整役となる生活支援コーディネーター（SC）の配置とこの活動に理解のある住民が主体となる協議体を設置し、創出を支援する事業です。市域全域を第 1 層圏域、日常生活圏域を第 2 層圏域と定義し、それぞれに SC と協議体を設置する。第 1 層 SC を社協に、第 2 層 SC を各包括に委託し、協議体は 3 地域に設置しています。
活動の対象	地域住民
運営形態	委託
実施場所	市内全域（第 1 層）、各中学校区（第 2 層）

ウ 地域活動支援センター事業【障がい】

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等の通いによる創作的活動等の機会の提供及び社会との交流の促進を図ります。
活動の対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者、重症心身障がい者（児）、医療的ケア児
運営形態	委託（指定管理）
実施場所 （対象圏域）	・ みよし市障害者福祉センター（市内全域） みよし市三好町陣取山 39-5 電話（0561）78-2848 FAX（0561）78-0903

エ 地域子育て支援拠点事業【こども】

担当課	保育課
事業内容	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とし、以下の事業を行います。 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他（親子発達支援事業等）
活動の対象	小学校就学前の児童及び保護者
運営形態 実施場所	直営・三好丘地区子育て支援センター（みどり保育園内） みよし市三好丘桜四丁目 11-1 電話（0561）36-0785 ・みなよし地区子育て支援センター（打越保育園内） みよし市打越町畦違 311 電話（0561）34-1867 委託・なかよし地区子育て支援センター（子育て総合支援センター） みよし市西陣取山 130 電話（0561）34-1250 ・黒笹地区子育て支援センター（黒笹保育園内） みよし市福谷町西大山 1-31 電話（0561）36-5722



オ 生活困窮者支援等支援のための地域づくり事業【生活困窮】

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	学習支援、居場所づくり等を通じて、生活に不安がある人を地域で見守り、支える仕組みを広げる事業です。地域の団体や企業、学校等と協力し、早めの気づきと相談につなげるゆるやかなネットワークや居場所をつくと同時に、地域住民のニーズや生活課題、社会資源等の把握を行います。
活動の対象	地域住民
運営形態	委託
実施場所	市内全域

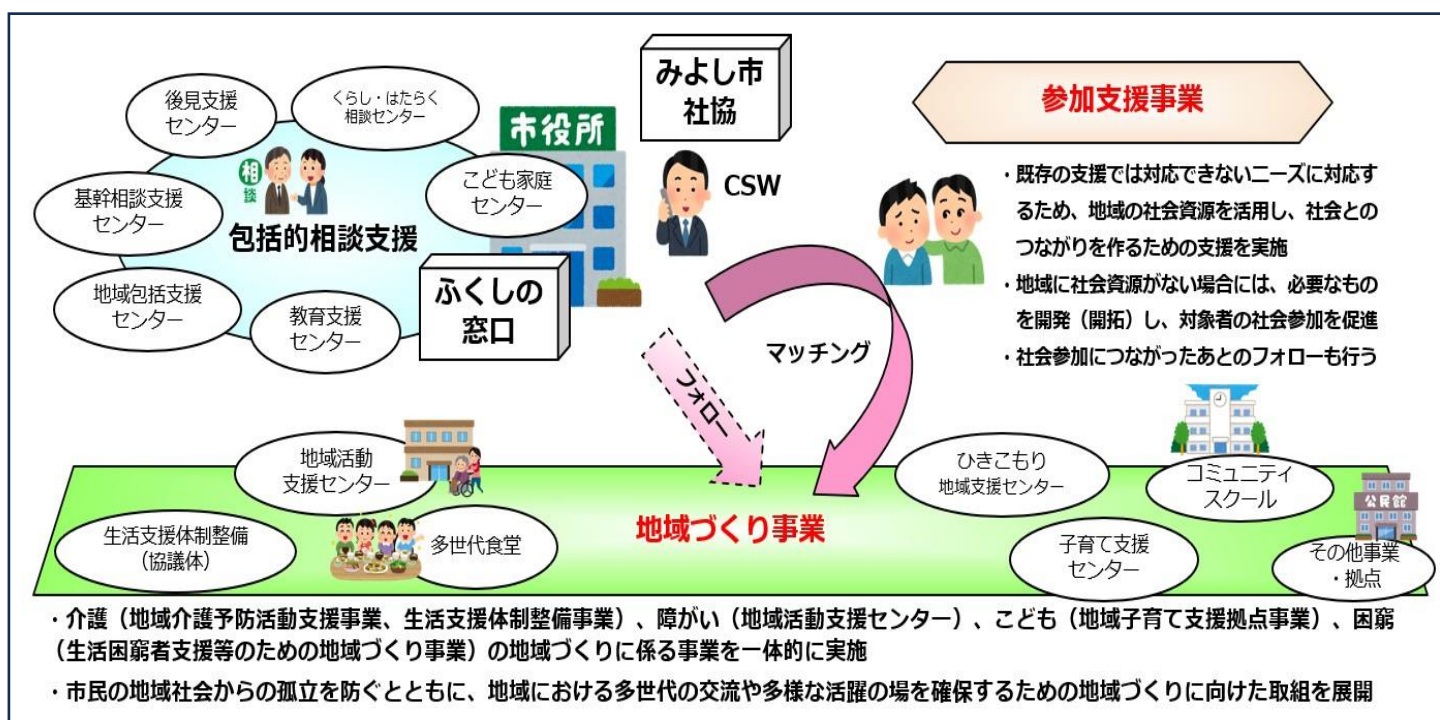
カ がんばる地域応援補助金事業【地域づくり（協働）】

担当課	協働推進課
事業内容	地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的及び自発的なまちづくりに取り組む新規の公益活動を支援し、生活困窮者のためのこども食堂の運営等様々な地域課題の解決に向けて取組み、地域づくりを行うことで、地域の活性化を図ります。
活動の対象	市内活動団体、行政区、地区コミュニティ推進協議会
運営形態	補助
実施場所	市内全域

キ コミュニティスクール構想【地域づくり（学校教育）】

担当課	学校教育課
事業内容	「地域とともにある学校づくり」を目指す新しい学校運営の仕組みです。基本の考え方として、①学校と地域住民、保護者が協力して、こどもたちの成長を支持、②地域の声を学校運営に反映し、特色ある教育活動を展開、③地域資源（人材、施設、文化等）を活用した学びの輪を拡大等があります。
活動の対象	児童・生徒、地域住民等
運営形態	直営
実施場所	市内全域（各小・中学校）

【参加支援、地域づくり事業イメージ】



(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自分から相談に来ることが難しい方に対し、こちらから訪問する等して支援を続ける事業です。支援からこぼれ落ちやすい方を、途切れずに見守り続けることを目的としています。

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	・民生委員等の地域住民から寄せられた要支援世帯等の把握、管理を行います。 ・スクールソーシャルワーカーとの連携による要支援児童・生徒（世帯）の把握、管理を行います。 ・既存の福祉制度外で支援が必要な人（世帯）の把握、管理を行います。
支援対象者	地域住民
運営形態	委託
実施場所 （対象圏域）	・基幹相談支援センターサテライト（市内全域） - みよし市三好丘二丁目2-1（カリヨンハウス1階） - 電話（0561）33-0211 FAX（0561）36-2888

(5) 多機関協働事業・支援プランの作成等

医療、福祉、教育、就労支援、地域団体等、さまざまな機関が情報を共有し、支援の方針（支援プラン）を一緒に考える事業です。複雑な課題を抱えた人を、一つの機関だけでなく、地域全体で支えていくためのしくみです。

担当課	福祉課（相談支援担当）
事業内容	高齢や障がい、こどもや生活困窮といった分野別の相談支援体制の適切な役割分担を図り、地域全体の包括的な支援体制を構築します。 (1)相談受付、(2)世帯全体のアセスメント、(3)支援プランの作成、(4)支援会議・重層的支援会議の開催、(5)支援状況の進捗管理、(6)支援の評価
支援対象者	地域住民
運営形態	直営、一部委託 実施体制：常勤換算 2.5 人（直営 2 人、委託 0.5 人）
実施場所 （対象圏域）	・みよし市福祉総合相談センター（市内全域） - みよし市三好町小坂50 みよし市役所1階 ・基幹相談支援センターサテライト（おかよし地域） - みよし市三好丘二丁目2-1（カリヨンハウス1階） - 電話（0561）33-0211 FAX（0561）36-2888

5 みよし市重層的支援会議の設置、運営

本市では、複合的・複雑化した課題を抱える世帯への支援を円滑に進めるため、社会福祉法第106条の6に基づく重層的支援会議を設置します。

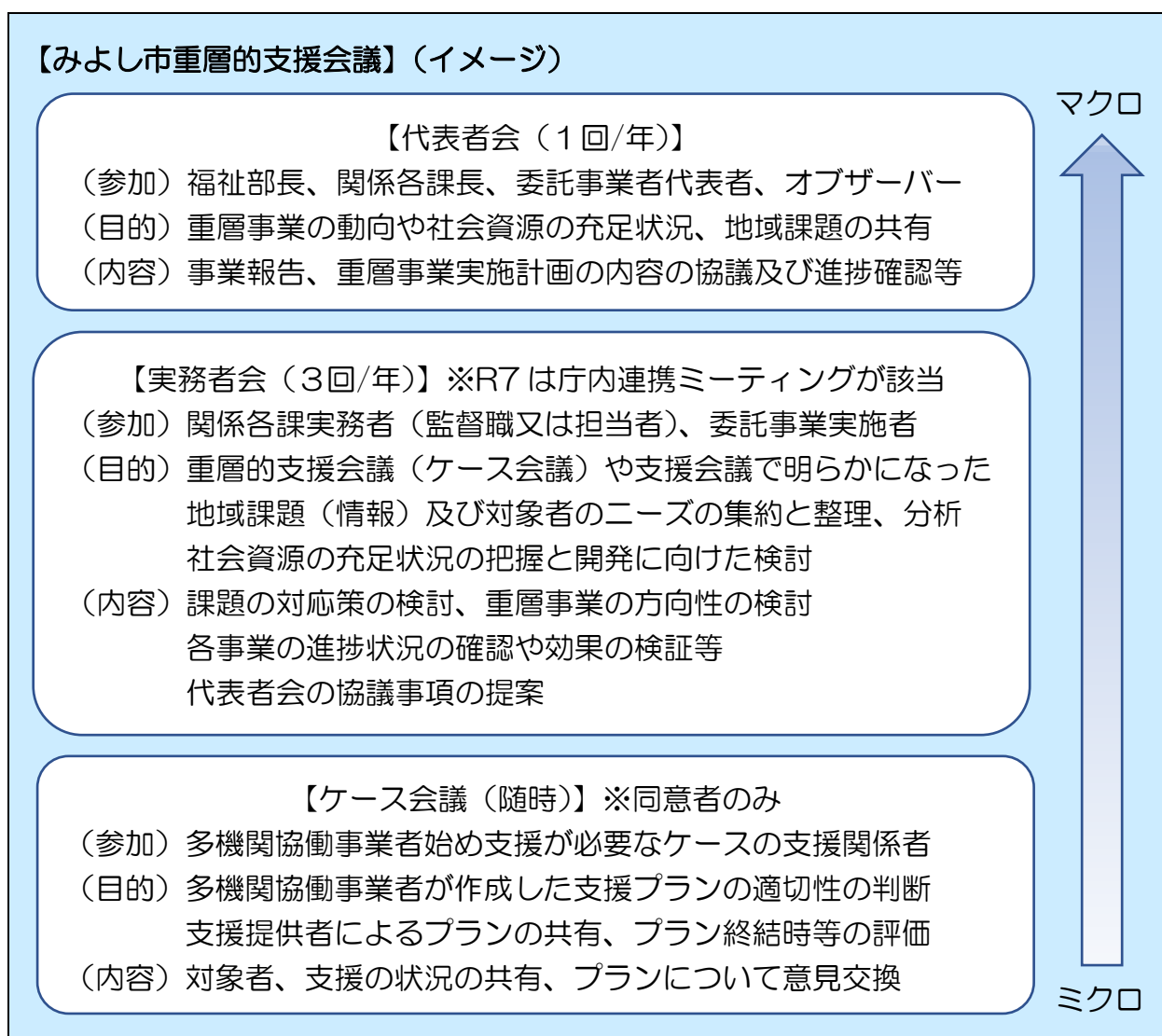
(1) 重層的支援会議の目的

重層的支援会議は、複合的・複雑化した課題を抱える支援対象者に対して、以下の目的で開催します。

- ・ 支援関係機関の役割分担の明確化
- ・ 支援の方向性の共有と調整
- ・ 本人・世帯に関する情報の共有
- ・ 支援プランの検討・承認

(2) みよし市重層的支援会議（定例会、ケース会議）

本市では、市民一人ひとりの課題から地域の課題まで協議、対応できるよう、重層的支援会議を3層構造で設置します



※支援同意が得られていない方（世帯）は、「支援会議」で情報、支援方針等を共有。

※令和6（2024）年度から1回/月実施している「おかよしミーティング」は継続。

(3) 守秘義務

重層的支援会議の構成員には、社会福祉法第 106 条の 6 第 3 項に基づき守秘義務が課されます。会議で知り得た情報は、支援目的以外には使用せず、厳格に管理します。

情報共有は、原則として本人の同意を得た上で行いますが、本人の生命・身体の安全に関わる緊急性が高い場合等、法令に基づき必要と認められる場合は、本人同意がなくても情報共有を行うことができます。

(4) 運営方法

事務局：多機関協働事業の担当機関が事務局を担当

会議の進行：事務局が会議を招集し、進行を行う

記録：会議の内容は記録し、構成員間で共有する

開催方法：対面またはオンライン会議システムを活用し、柔軟に開催

6 各事業の実績と目標値

ここでは、重層事業を支える主な構成事業の実績と目標値を設定します。

【包括的相談支援事業】

事業名	地域包括支援センター運営事業			担当課：長寿介護課
成果指標	総合相談件数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	地域包括支援センターの相談窓口としての認知度を高められるように、各地域包括支援センターが実態把握等を通じて周知します。
R4	R5	R6	R8	
6,534	6,598	5,288	7,000	

事業名	障がい者相談支援事業			担当課：福祉課
成果指標	総合相談件数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	相談窓口を集約するとともに、事業を積極的に広報し、支援が必要な方からの相談に適切に対応します。
R4	R5	R6	R8	
4,291	6,794	9,654		

事業名	利用者支援事業			担当課：こども相談課
成果指標	妊婦面談への参加者数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	母子健康手帳交付時に、相談できる窓口として周知するとともに、子育て応援アプリ「みよぴよ」を用いて、妊婦面談の利用勧奨を行います。
R4	R5	R6	R8	
-	42	52	70	

事業名	生活困窮者自立相談支援事業			担当課：福祉課
成果指標	新規相談受付件数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	広報やアウトリーチ、他機関との連携で潜在的な困窮者を早期に発見し、新規相談の増加を図ります。 会議等による協働体制を確立し、複合課題をチームで支える包括的な支援体制を構築します。
R4	R5	R6	R8	
118	103	86	100	
成果指標	支援調整会議等、他機関と連携した会議数			
実績（数値）			目標値	
R4	R5	R6	R8	
50	48	47	55	

【参加支援事業】

事業名	参加支援事業			担当課：福祉課
成果指標	重層的支援会議又は支援会議に基づき、参加支援を実施した事例数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	ボランティア及び地域活動等へのマッチングと継続参加に向けたフォローアップ等を通じて社会参加と社会とのつながりを促進します。
R4	R5	R6	R8	
-	-	1	3	

【地域づくり事業】

事業名	地域介護予防活動支援事業			担当課：長寿介護課
成果指標	通いの場延べ参加者数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	通いの場に出かける人が継続できるように地域包括支援センターと協働して支援します。
R4	R5	R6	R8	
7,150	13,641	16,218	8,000	

事業名	生活支援体制整備事業			担当課：長寿介護課
成果指標	協議体開催数（第1層・第2層）			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	互助により開催される協議体が継続されるように構成員とよくコミュニケーションを図っていきます。
R4	R5	R6	R8	
36	40	47	48	



事業名	地域活動支援センター事業			担当課：福祉課
成果指標	地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型 延べ利用者数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	医療的ケアや重症心身障がいのある方たちへの支援を充実させ、利用者の生活の質向上及び介護者の負担軽減を図ります。
R4	R5	R6	R8	
-	-	909	1,200	

事業名	地域子育て支援拠点事業			担当課：保育課
成果指標	開催事業参加者数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	園内にある支援センターでの地域の方の読み聞かせの開催日を増やします。ホームページや広報誌、SNS等を使用し育児講座や親子ルーム、ふれあい広場等の情報発信を行います。
R4	R5	R6	R8	
41,463	49,102	46,352	48,000	

事業名	生活困窮者支援等地域づくり事業			担当課：福祉課
成果指標	地域づくりに向けた話し合いの回数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	行政区長、民生児童委員、福祉専門職等による地域づくりに向けた話し合いの機会を設けます。
R4	R5	R6	R8	
-	2	2	8	

事業名	がんばる地域応援補助金事業			担当課：協働推進課
成果指標	がんばる地域応援補助金の活用団体数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	市民活動団体を対象に説明会を実施することで、補助金制度を周知していきます。
R4	R5	R6	R8	
8	11	7	2	

【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】

事業名	アウトリーチ等継続的支援事業			担当課：福祉課
成果指標	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の訪問件数			目標達成の方策
実績（数値）			目標値	課題を抱えている人や将来的なリスクのある人を早期に発見し、訪問等のアウトリーチを行い、関係機関と連携して対応します。
R4	R5	R6	R8	
-	-	450	880	

【多機関協働事業】

事業名	多機関協働事業			担当課：福祉課	
成果 指標	多機関協働事業としての対応事例数			目標達成の方策	
				単独の支援機関では対応が難しい複合・複雑事例を、関係機関等とのチームアプローチにより重層的支援会議を開催し、役割分担と支援方針を整理して円滑な支援を実施します。	
	実績（数値）				目標値
	R4	R5	R6		R8
-	-	24	30		

7 計画の評価と見直しについて

計画の実効性を高めるため、定期的に計画の進捗状況进行评估し、必要に応じて見直しを行います。

（１）評価の実施時期

毎年度末に、各事業の実績と目標値の達成状況进行评估

（２）評価主体

みよし市重層的支援会議（定例会）構成員による評価

（３）評価指標

- ・各事業の目標値の達成状況
- ・重層的支援会議の開催回数・対応事例数
- ・支援関係機関間の連携状況
- ・地域住民や支援対象者の満足度



（４）評価結果の活用

評価結果は、次年度の事業計画や予算編成に反映させるとともに、市のホームページ等で公表し、市民や関係機関と共有します。

（５）計画の見直し

評価結果や社会情勢の変化、関係法令の改正等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

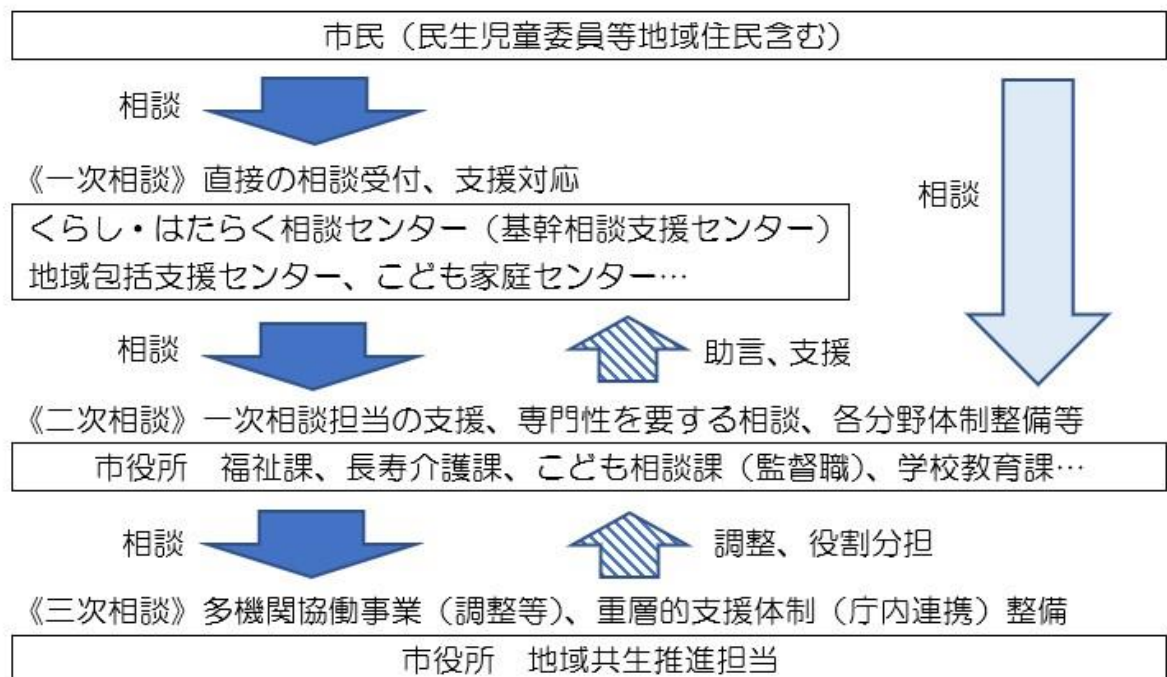
8 令和8（2026）年度の体制

重層事業を構成する「包括的相談支援」、「地域づくり支援」の担当者を配置する。

【令和8（2026）年度事業推進体制イメージ】

【事業全体の統括】（福祉課：若佐、七里）
重層事業実施計画作成、重層的支援会議（定例会）準備等
【包括的相談支援の統括】（福祉課：七里）
地域包括支援センター（長寿介護課：近藤、江口） 基幹相談支援センター（福祉課：花岡） 生活困窮者自立相談支援事業（くらし・はたらく相談センター）（福祉課：若佐） 利用者支援事業（こども家庭センター）（こども相談課：清水）
【地域づくり支援の統括】（長寿介護課：近藤）
生活支援体制整備事業（協議体）（長寿介護課：近藤、江口） 地域介護予防活動支援事業（通いの場）（長寿介護課：近藤、江口） 地域活動支援センター事業（障害者福祉センター）（福祉課：中根） 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（保育課：立石） 生活困窮者等地域づくり事業（避難行動要支援者個別計画作成）（福祉課：七里）
【その他】（福祉課：若佐、みよし市社協：三輪）
居住支援協議会設置に向けた検討（若佐）、多機関協働事業等（三輪）

【相談支援の機能と流れイメージ】



※推進室職員は、市民や一次相談機関からの直接の相談には原則、対応しない。

※訪問が必要な場合は、アウトリーチ等継続的支援事業担当者（委託）が出向く。

9 おわりに

令和8年度の「みよし市重層的支援体制整備事業実施計画」は、庁内連携の強化と誰一人取り残さない地域づくりを柱に、市民一人ひとりが「我がごと」として支え合う社会の実現を目指すものです。

本計画では、各課の垣根を越えた情報共有と協働を推進し、複雑化する生活課題に対して切れ目のない支援を提供します。また、地域の多様な主体と連携しながら、誰もが役割を持ち、つながりを感じられる居場所づくりを進めます。

市民の皆様には、小さな気づきや声が地域を変える力になることをご理解いただき、ぜひ積極的にご参加ください。私たちは、「共に支え合う」という理念のもと、誰もが安心していきいきと暮らせる共生のまちを、皆様とともに創り上げていきます。

みよし市 令和8（2026）年3月

